官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四四）　一
〔法規的告示〕
○漁船損害等補償法施行規則第六条第一項第三号の規定に基づく農林水産大臣の指定する有価証券の一部を改正する件（農林水産七四九）　二
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件の一部を改正する件（同七五〇）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四七）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六六五～六六七）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一八〇）　三
○道路に関する件（近畿地方整備局八五、八六）　三
〔国会事項〕
内閣　四
〔人事異動〕
内閣　四
〔皇室事項〕
国家試験　四
〔官庁報告〕
令和八年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　四
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配八六、八八、九〇）　五
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同八七、八九）　五
日本国に帰化を許可する件（同九一）　六
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
迫川上流土地改良区役員の退任関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
会社その他

省令

○農林水産省令第四十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第六十三条及び第九十八条第二項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（責任準備金の積立て） **第二十九条**　農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。 一　（略） 二　家畜共済、園芸施設共済又は任意共済（法第百六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。）については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額 2～4　（略） （共済目的となる牛の胎児及び子牛の生育の程度） **第四十七条**　法第九十八条第二項の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精の日から起算して二百四十日以上又はその母牛に対する受精卵移植の日から起算して二百三十三日（その受精卵の発育に要した日数が七日でないことが確認できる場合にあっては、二百四十日から当該日数を差し引いた日数）以上であることとする。	（責任準備金の積立て） **第二十九条**　農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。 一　（略） 二　家畜共済、園芸施設共済又は任意共済（法第百六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。）については、当該事業年度の共済掛金の合計金額及び政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額 2～4　（略） （共済目的となる牛の胎児及び子牛の生育の程度） **第四十七条**　法第九十八条第二項の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して二百四十日以上であることとする。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第七百四十九号

漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第六条第一項第三号（同令第三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年農林水産省告示第五百八十三号（漁船損害等補償法施行規則第六条第一項第三号の規定に基づく農林水産大臣の指定する有価証券）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号。以下「規則」という。）第六条第一項第三号（同令第三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣の指定する有価証券を次のとおり指定する。 一～四　（略） 五　外国政府の発行する債券（規則第十九条の四に規定する特別準備金を運用する場合に限る。次号において同じ。） 六　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券であって、その投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を投資信託約款に定めたもの	漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第六条第一項第三号（同令第三十九条の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣の指定する有価証券を次のとおり指定する。 一～四　（略） （新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第七百五十号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の規定に基づき、令和六年農林水産省告示第八百七十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和八年七月一日から令和八年十二月二十七日までとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和七年七月一日から令和七年十二月二十七日までとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第四十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月二日

法務大臣　平口　洋

さいたま地方法務局所属　　高橋　和人

○国土交通省告示第六百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県八代市興善寺町の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第七百五十二号で指定した大谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°31′40.3770″	130°39′56.0591″
2	32°31′40.9241″	130°39′59.2346″
3	32°31′38.0750″	130°40′02.7927″
4	32°31′36.5271″	130°40′02.7244″
5	32°31′33.8650″	130°40′06.3383″
6	32°31′33.8832″	130°40′07.5270″
7	32°31′32.5395″	130°40′09.9741″
8	32°31′31.9757″	130°40′09.8386″
9	32°31′31.8283″	130°40′09.2579″
10	32°31′32.6669″	130°40′04.9505″
11	32°31′35.9239″	130°39′59.2761″
12	32°31′37.0204″	130°39′59.4995″
13	32°31′38.1653″	130°39′56.1159″
14	32°31′39.0471″	130°39′54.7968″

○国土交通省告示第六百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡谷川第三

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県八代市岡町中の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°31′57.4234″	130°40′14.0853″
2	32°31′56.6241″	130°40′15.8504″
3	32°31′57.4429″	130°40′19.4623″
4	32°31′50.3306″	130°40′20.8205″
5	32°31′50.0323″	130°40′20.3856″
6	32°31′53.7045″	130°40′16.6636″
7	32°31′55.0651″	130°40′12.1153″
8	32°31′55.8226″	130°40′12.7859″

○国土交通省告示第六百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑中川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県宇城市小川町東海東の区域内の土地のうち、次の一点から三十六点までを順次結んだ線及び一点と三十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 35′ 13.4338″	130° 45′ 42.2247″
2	32° 35′ 13.4184″	130° 45′ 42.4563″
3	32° 35′ 13.0292″	130° 45′ 43.1232″
4	32° 35′ 12.3422″	130° 45′ 43.8563″
5	32° 35′ 11.9835″	130° 45′ 45.4854″
6	32° 35′ 11.0690″	130° 45′ 46.3696″
7	32° 35′ 10.5735″	130° 45′ 46.4285″
8	32° 35′ 10.2477″	130° 45′ 46.7819″
9	32° 35′ 10.5265″	130° 45′ 47.2941″
10	32° 35′ 10.0184″	130° 45′ 48.3356″
11	32° 35′ 10.4791″	130° 45′ 49.3242″
12	32° 35′ 09.7019″	130° 45′ 51.8883″
13	32° 35′ 08.4419″	130° 45′ 53.9328″
14	32° 35′ 08.0617″	130° 45′ 54.3018″
15	32° 35′ 07.9594″	130° 45′ 54.2040″
16	32° 35′ 08.4844″	130° 45′ 52.2289″
17	32° 35′ 07.8688″	130° 45′ 50.8831″
18	32° 35′ 07.8039″	130° 45′ 50.4226″
19	32° 35′ 07.5526″	130° 45′ 50.2235″
20	32° 35′ 04.2780″	130° 45′ 52.3116″
21	32° 35′ 04.1223″	130° 45′ 52.1099″
22	32° 35′ 06.7530″	130° 45′ 49.3712″
23	32° 35′ 07.0025″	130° 45′ 48.2684″
24	32° 35′ 06.5756″	130° 45′ 47.2300″
25	32° 35′ 07.0368″	130° 45′ 46.4940″
26	32° 35′ 07.7373″	130° 45′ 45.9731″
27	32° 35′ 08.7781″	130° 45′ 46.0237″
28	32° 35′ 09.3729″	130° 45′ 47.0011″
29	32° 35′ 10.0732″	130° 45′ 45.7155″
30	32° 35′ 11.1781″	130° 45′ 45.8317″
31	32° 35′ 11.6122″	130° 45′ 45.2835″
32	32° 35′ 11.8274″	130° 45′ 44.2559″
33	32° 35′ 12.1391″	130° 45′ 43.4406″
34	32° 35′ 13.0539″	130° 45′ 42.7169″
35	32° 35′ 13.2703″	130° 45′ 42.2561″
36	32° 35′ 13.2664″	130° 45′ 42.1085″

○関東地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十五号　東京都港区三田三丁目一〇一番一から同区三田三丁目二〇一番一まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二日

○近畿地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県日高郡由良町大字畑字惣岸二〇四番一から同町大字畑字惣岸二一〇番一まで	前	一一・四メートル～一五・六メートル
	後	一二・一メートル～一六・三メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　和歌山県日高郡由良町大字畑字惣岸二〇四番一から同町大字畑字惣岸二一〇番一まで　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月二日

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

五月二十九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月二十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

五月二十九日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
健康保険法等の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案
経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

報告書受領

五月二十九日内閣から次の報告書を受領した。
食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和七年度食料・農業・農村の動向」の報告
食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和七年度食料・農業・農村施策」の報告
ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和七年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
自転車活用推進法第九条第三項の規定に基づく自転車活用推進計画の報告

参議院

議案付託

五月二十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）　文教科学委員会に付託

議決通知

五月二十九日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
健康保険法等の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案
経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

答弁書受領

五月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員石垣のりこ提出行政機関における生成ＡＩ活用時の指示語等の保存及び公文書管理に関する質問に対する答弁書（第四九号）

報告書提出

五月二十九日委員長から次の報告書を提出した。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）審査報告書

条約送付及び通知

五月二十九日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

五月二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
健康保険法等の一部を改正する法律
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律
経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

報告書受領

五月二十九日内閣から、食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和七年度食料・農業・農村の動向」及び「令和七年度食料・農業・農村施策」についての報告を受領した。
また、同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和七年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、自転車活用推進法第九条第三項の規定に基づく自転車活用推進計画の報告を受領した。

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理
国務大臣
（赤間　二郎）　あかま二郎
防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（五月二十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、クロアチアの国祭日につき、五月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、マレーシア国王陛下の御誕生祝日につき、五月二十九日御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

令和８年度マンション管理士試験実施公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第５条の規定に基づき、マンション管理士試験の実施について次のとおり公告する。
令和８年６月２日
国土交通大臣　金子　恭之
１　試験期日及び時間　令和８年11月29日（日）午後１時～午後３時
２　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市並びにこれらの周辺地域

3　試験実施機関　公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）　〒101―0003　東京都千代田区一ツ橋２―５―５　岩波書店一ツ橋ビル７階　電話03―3222―1611（試験案内専用電話）
同大阪支部　〒541―0042　大阪市中央区今橋２―３―21　今橋藤浪ビル３階　電話06―4706―7560

4　受験手数料　9,400円

5　受験案内書　令和８年７月24日（金）から、センター（支部を含む。）並びに都道府県及び政令指定都市において配布する。また、センターのホームページ（https://www.mankan.org/）に掲載する受験案内書をダウンロードすることにより入手することもできる。

6　受験申込方法

⑴　郵送による申込
受験手数料をセンターが指定する払込用紙等を用い、ゆうちょ銀行・郵便局の振替払込又は銀行の振込により納付し、受験申込書類を令和８年８月３日（月）から令和８年８月31日（月）（当日消印有効）までの間にセンターへ郵送する。

⑵　インターネットによる申込
令和８年８月３日（月）10時から令和８年９月30日（水）16時までの間にセンターホームページに接続し、申込画面において必要な事項を入力して、顔写真ファイルとともに送信する。この場合、受験手数料は、センターが指定するクレジットカードにより納付する。

7　出題に係る法令等　出題に係る法令等については、令和８年４月１日において施行されている法令等とする。

8　合格発表　令和９年１月８日（金）にセンターのホームページ（https://www.mankan.org/）に合格者の受験番号を掲載するとともに、センターから各受験者へ合否通知書を送付する。

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０２０号

東京都港区浜松町２丁目２番15号　浜松町ダイヤビル２Ｆ
清算株式会社　株式会社ＮＴＩ整理会社
代表清算人　中山亮
１　決定年月日　令和８年５月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号

岡山県津山市大手町２番地の１３
清算株式会社　ＳＨ株式会社
代表清算人　　石井繁好
１　決定年月日　令和８年５月１８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

岡山地方裁判所津山支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０１３号

東京都渋谷区代官山町１－１ＧＲＡＶＡ代官山１Ｆ
清算株式会社　株式会社ｉｎｃｏｒｄホールディングス
代表清算人　清野　浩二
１　決定年月日　令和8年５月18日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙記載の債権者に対し、換価代金から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を支払い、残債権の免除を受ける。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価し、債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、債権者が前項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、令和８年５月20日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。

令和８年６月２日

東京都千代田区内神田二丁目２番１号
昭和産業企業年金基金
清算人　小林絵美子

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kyoei-1.co.jp/koukoku.html

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二日

大阪府箕面市如意谷一丁目七番三七号
（甲）協栄興産株式会社
代表取締役　金本　博至

大阪府吹田市内本町一丁目一番三二号
（乙）有限会社協栄管理
代表取締役　金本　博至

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

東京都三鷹市井の頭五丁目一九番一二号
ＫＳＡ合同会社
代表社員　荒木　久美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

東京都中央区築地四丁目一〇番一六号築地ＭＳビル三〇一
合同会社喫茶去
代表社員　海江田　翼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｐｏｌｉｃｙ　Ｏｎｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

東京都港区北青山一丁目三番三号三橋ビル三階
ＰＲＯＢＥＴ合同会社
代表社員　高橋　毅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー一五階

ＢＬＥＵＥ合同会社

代表社員　松元　隆志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＦｌｙｗｉｒｅ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｆｌｙｗｉｒｅ合同会社

代表社員　フライワイヤー・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者　フランス・ウィワント

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

大阪市北区梅田一―一―三大阪駅前第三ビル二九階一一―一号室

合同会社ニンジャデザイン

代表社員　下田　純之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

広島市中区舟入町五番六号

合同会社エスプロデュース

代表社員　関　和隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

北九州市若松区東小石町一四番二二号

合資会社原田

代表社員　原田　將美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二日

茨城県水戸市元吉田町一一九四番地二三

ＹＫビルディング一Ｆ

株式会社ホットスタッフ水戸

代表取締役　木村　智宗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四百八十一万十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇四頁（号外第八十五号）

令和八年六月二日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー四三階

株式会社海上パワーグリッド

代表取締役　大西　英之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階　ＰＩＶＩ株式会社

代表取締役　根本　祐輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千九百七十九万六千七百五十二円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十日

掲載頁　八十六頁（号外第二四七号）

令和八年六月二日

東京都品川区西五反田二丁目二七番三号

Ａ－ＰＬＡＣＥ五反田ビル九階

株式会社Ａｓｏｂｉｃａ

代表取締役　今田　孝哉

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を金一億五〇〇万円減少し、金九九〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二日

神奈川県逗子市新宿一丁目五番一二号

株式会社ブライト

代表取締役　門松未知子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

京都府舞鶴市字魚屋二五二番地四

池内作業受託合同会社

代表社員　嵯峨根秀樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

京都市左京区高野泉町六―一〇六

合同会社クレア

代表社員　刀称　健悟

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二日

大阪府門真市常称寺町一七番五号ＭＫビル六階

株式会社ホットスタッフ門真

代表取締役　立岡　佑介

基準日設定につき通知公告

当投資法人は、令和八年六月三十日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その所有する投資口一口を一〇〇口とする投資口分割により、増加する投資口の割当てを受ける投資主と定めましたので公告いたします。

なお、当該投資口分割は令和八年七月一日に効力を生じるものとします。

令和八年六月二日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

野村不動産プライベート投資法人

執行役員　須賀　智仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二日

札幌市中央区北三条西四丁目一番地四

北海道建設業信用保証株式会社

代表取締役　和泉　晶裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二日

千葉県松戸市南花島四丁目六一番地

株式会社松戸水道センター

代表取締役　角能　順二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一

株式会社フォーシーカンパニー

代表取締役　中澤　博司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二日

東京都中央区日本橋浜町二丁目三五番二号

ＣＩＲＣＬＥＳ日本橋浜町

ＫＥＥＮＦＩＮＩＴＹ株式会社

代表取締役　金　勇一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二日

大阪市住之江区御崎二丁目一四番二五号

東亜機刃株式会社

代表取締役　馬場　基博

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十九日付で定款を変更し、発行する株式の全部について株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。同日において当該株券は無効となりますので、当該株券を所有する株主および登録株式質権者は、その株券を効力発生日である令和八年六月十九日までに当社にご提出ください。

令和八年六月二日

岡山市北区大和町一丁目一番四〇号

吉備商事株式会社

代表取締役　三好　隆元

任意清算公告

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

宮崎県都城市都北町五八八二番地一Ａ棟

司法書士法人ロック

社員　岩元　隆道

任意清算公告

当法人は、令和八年五月二十五日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二日

宮崎県都城市都北町五八八二番地一Ａ棟

行政書士法人ロック

社員　岩元　隆道

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額七十六億五千四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月六日付官報の号外第八十一号五十九頁に掲載されています。

令和八年六月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二日

東京都江東区富岡一丁目二六番二〇号

須賀工業株式会社確定給付企業年金

清算人　石井　正彦

債権申出の公告（第二回）

当社は令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回目掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二日

大阪府大阪市西区西本町一丁目一一番九号

岡本株式会社

確定給付企業年金清算人　坪井　静世

訂正公告

令和八年五月一日付官報（号外第一〇一号）掲載の解散公告中、「代表清算人　デイビッド・ハロルド・スターク」とあるは「代表清算人　オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング

株式会社マッキャンエムディエス

代表清算人　オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム

訂正公告

令和八年五月二十日付官報（号外第一一一号）掲載の解散公告中、「代表清算人　デイビッド・ハロルド・スターク」とあるは「代表清算人　オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング

株式会社マッキャンヘルスケアワールドワイドジャパン

代表清算人　オリバー・フロスト・ルーカス・グラハム

正　誤

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)

農林水産省告示第千七百五十二号（南アフリカ共和国から発送され他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにエスワティニから発送され、南アフリカ共和国を経由し、かつ、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)

農林水産省告示第千七百五十三号（スペインから発送されるレモン、クレメンティン並びにネーブル種、バレンシア種及びサルスティアーナ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)

農林水産省告示第千七百五十四号（イスラエルから発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン並びにオアの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)

農林水産省告示第千七百五十五号（イスラエルから発送されるトライアンフ種のかきの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月二十五日(号外第二百五十七号)

農林水産省告示第千七百五十六号（南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。